



島根県報

平成26年2月18日（火）

第2,572号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の清算人の就任の届出	(農 村 整 備 課)	2
換地処分	(")	2
指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出(5件)	(中 小 企 業 課)	3

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	(総 務 課)	9
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	(")	11

【特定調達公告】

抗インフルエンザウイルス薬の調達に係る随意契約の相手方等	(薬 事 衛 生 課)	14
------------------------------	-------------	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		14
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		15
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		16
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		16

【正 誤】

平成26年2月4日付け島根県報第2,568号中	(森 林 整 備 課)	17
-------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第85号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
さいとう歯科医院	出雲市塩冶神前6-4-9	育成医療 更生医療	平成26年 2月 1日
くらたこどもクリニック	松江市東朝日町232-10	精神通院医療	平成26年 2月 1日
メディ・くり薬局	大田市久利町久利767-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年 2月 1日
静和園訪問看護ステーション	隠岐郡隠岐の島町栄町1088	精神通院医療	平成26年 2月 1日

島根県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成26年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市弥栄土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

田野島正徳 浜田市弥栄町三里口292番地

小笹 忠重 浜田市弥栄町栃木563番地

栗栖 一雄 浜田市弥栄町木都賀イ1266番地

阿郷 久 浜田市弥栄町大坪675番地 4

野村 一男 浜田市弥栄町野坂505番地

牛尾 友幸 浜田市弥栄町小坂190番地 1

2 就任年月日

平成26年 1月27日

島根県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年 2月 3日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区雨川工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成26年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第88号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年11月19日農林水産省告示第1565号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、松江市役所、浜田市役所、益田市役所、雲南市役所、邑南町役場及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第89号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合東出雲国道店 島根県松江市東出雲町揖屋799-1外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原6-12-40

（変更後）株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 哲朗	

（変更後）

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	平成25年4月1日代表者変更
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	平成6年9月23日入店 平成19年1月25日代表者変更

- (4) 変更の年月日

(3)ア：平成25年4月1日

(3)イ：上記小売業者一覧のとおり

2 届出年月日

平成26年2月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

古志原ショッピングセンター 島根県松江市上乃木6-6-26

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原6-12-40

（変更後）株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 哲朗	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	岡野 正則	
田本 保晴	島根県松江市東忌部町2880-3	田本 保晴	

(変更後)

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	平成25年4月1日代表者変更
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	平成19年1月25日代表者変更
田本 保晴	島根県松江市東忌部町2880-3	田本 保晴	

(4) 変更の年月日

(3)ア:平成25年4月1日

(3)イ:上記小売業者一覧のとおり

2 届出年月日

平成26年2月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第91号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成26年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宍道ショッピングセンター 島根県松江市宍道町佐々布208-5外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ベル 代表取締役 柳楽 晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208-35

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
------	----	------	-------

(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 哲朗	
(株) ベル	島根県松江市宍道町佐々布208-35	柳楽 晃彦	
(有) コバヤシ	島根県松江市宍道町宍道1419-1	木幡 良次	

(変更後)

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	平成25年4月1日代表者変更
(株) ベル	島根県松江市宍道町佐々布208-35	柳楽 晃彦	
(有) コバヤシ	島根県松江市宍道町宍道1419-1	木幡 良次	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	平成5年11月15日入店 平成19年1月25日代表者変更

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧のとおり

2 届出年月日

平成26年2月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第92号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合平田店 島根県出雲市平田町1598外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原6-12-40

(変更後) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 哲朗	

(変更後)

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	平成25年4月1日代表者変更
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	平成9年11月13日入店 平成19年1月25日代表者変更
岡野食品産業(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	平成9年11月10日入店 平成14年8月20日代表者変更

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成25年4月1日

(3)イ：上記小売業者一覧のとおり

2 届出年月日

平成26年2月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課(出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第93号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成26年2月18日

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

安来ショッピング 島根県安来市安来町865-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原6-12-40

(変更後) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 哲朗	
(有)カメラのハマダ	島根県安来市安来町661-5	濱田 学	平成25年3月18日退店
佐川末広堂	島根県安来市安来町1195-1	佐川 光邦	
鎌本製菓	島根県安来市安来町1224-6	鎌本 利正	
フラワーショップモチダ	島根県安来市安来町外浜865-1	持田 善子	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	岡野 正則	

(変更後)

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	平成25年4月1日代表者変更
佐川末広堂	島根県安来市安来町1195-1	佐川 光邦	
鎌本製菓	島根県安来市安来町1224-6	鎌本 利正	
フラワーショップモチダ	島根県安来市安来町外浜865-1	持田 善子	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	平成19年1月25日代表者変更

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成25年4月1日

(3)イ：上記小売業者一覧のとおり

2 届出年月日

平成26年2月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市産業振興部商工観光課(安来市伯太町東母里580)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、平成24年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 公文書公開の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	受付数	公文書数
県政情報センター	997	6,140
松江地区県政情報コーナー	23	42
雲南地区県政情報コーナー	4	22
出雲地区県政情報コーナー	6	82
県央地区県政情報コーナー	20	167
浜田地区県政情報コーナー	97	159
益田地区県政情報コーナー	17	42
隠岐地区県政情報コーナー	4	11
単独地方機関等	18	23
小 計	1,186	6,688
警察情報公開センター	17	80
各警察署情報公開窓口		
小 計	17	80
合 計	1,203	6,768

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

(2) 請求の処理状況

単位：件

公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
4,460	1,523	48	680	4		53		6,768

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	合計	
	本庁	地方機関

知事	3,993	1,553	2,440
政策企画局	1	1	
総務部	373	242	131
地域振興部	4	2	2
環境生活部	22	22	
健康福祉部	1,384	837	547
農林水産部	119	67	52
商工労働部	53	52	1
土木部	2,036	329	1,707
出納局			
企業局	1	1	
病院事業管理者	2		2
議会			
教育委員会	2,682	184	2,498
選挙管理委員会	7	7	
人事委員会	4	4	
監査委員			
公安委員会			
警察本部長	80	80	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人			
合 計	6,768	1,828	4,940

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
10 (繰越 8)		2			1	7	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	204	371	229	569	74	177

松江地区県政情報コーナー	2	39				
雲南地区県政情報コーナー		24	14	20		
出雲地区県政情報コーナー	1	111	106	363	2	2
県央地区県政情報コーナー	1	28	12	46	1	1
浜田地区県政情報コーナー	4	9	65	145		
益田地区県政情報コーナー						
隠岐地区県政情報コーナー	2					
小 計	214	582	426	1,143	77	180
警察情報公開センター	20	5				
各警察署情報公開窓口	8	6				
小 計	28	11				
合 計	242	593	426	1,143	77	180

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	
附属機関	254	68	26	160	28
附属機関に類するもの	179	82	65	32	85
合 計	433	150	91	192	113

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
19	2	2	2			1		

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。

2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成24年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年 2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	15	42					15	42
松江地区県政情報コーナー	1	1					1	1
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー								
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー								
益田地区県政情報コーナー								
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等	2	3					2	3
小 計	18	46					18	46
警察情報公開センター	3	10					3	10
各警察署情報公開窓口	8	15					8	15
小 計	11	25					11	25
合 計	29	71					29	71

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定及び処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	41			41
政策企画局				
総務部	5			5
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	35			35
農林水産部	1			1
商工労働部				
土木部				
出納局				
企業局				
病院事業管理者				
議会				
教育委員会	3			3
選挙管理委員会				
人事委員会	2			2
監査委員				
公安委員会				
警察本部長	25			25

労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計		71		71

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 101件

イ 口頭による開示請求の実施 1,162件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
8	59	2	1	1				71

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

21団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決定の内訳					その他
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
2	10	10			1		

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。

3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。

4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。

5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(3) 口頭による開示申出状況

該当なし

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

- (5) 利用停止申出及び処理状況
該当なし
- (6) 異議申出の状況
該当なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成26年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（ザナミビル水和物5mgドライパウダーインヘラー）
リレンザ 20ブリスター包装品・吸入器付 備蓄用 14,800箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年1月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6番15号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,363,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
日本において、上記抗インフルエンザウイルス薬の唯一の販売権を有しており、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定に該当する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 政党
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県郵政政治連盟支部	大原 康敬	江角 直記	江津市都治町1550

- 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
森山幸太後援会	大谷 幸生	野井 彰	大田市朝山町朝倉716-1

島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 2月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
公明党石見総支部	事務所の所在地	浜田市内村町561-9	浜田市生湯町1635-47
	代表者	佐々木 豊治	三浦 美穂
自由民主党島根県看護連盟支部	会計責任者	宮本 友子	黒川 恵美子
自由民主党大社支部	代表者	中島 孝晃	小川 峰夫
	会計責任者	長廻 利行	曾田 忠良
自由民主党松江支部	代表者	立脇 通也	比良 幸男
	会計責任者	林 干城	立脇 通也

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
芦谷英夫後援会	会計責任者	大谷 昌之	長谷川 亀太郎
県政フォーラム21	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
	公職の候補者	—	小室 寿明
	公職の種類	—	衆議院議員
こむろ寿明後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
	公職の候補者	—	小室 寿明
	公職の種類	—	衆議院議員
	事務所の所在地	松江市西川津町398-26	松江市大正町446-23
島根県医師連盟	代表者	小村 明弘	加藤 哲夫
島根県看護連盟	会計責任者	宮本 友子	黒川 恵美子
島根民社協会	代表者	宅野 賢治	斎藤 菊市

	会計責任者	新井 昌禎	宅野 賢治
全日本不動産政治連盟島根県本部	代表者	木村 勇治	中村 正志
新井まさただ後援会	事務所の所在地	松江市母衣町115	松江市灘町1-35-605
	会計責任者	錦織 佳子	三分一 耕平
連合みんなの会	代表者	仲田 敏幸	岩田 学

島根県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年2月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	解散年月日
自由民主党島根県地方振興支部	平成25年12月31日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
安部和子後援会	平成25年12月31日
石川としきを育てる会	平成25年11月26日
大谷弘幸後援会	平成25年12月31日
くみたけ博志後援会	平成25年12月17日
斎藤菊市後援会	平成25年12月31日
島根県傷痍軍人会同妻の会政治連盟	平成25年11月30日
西村まこと後援会	平成25年12月15日
福原昭平後援会	平成25年12月25日
福原保雄後援会	平成24年12月20日
松本正後援会	平成25年7月15日
三浦一雄後援会	平成25年10月22日
三浦やすのり後援会	平成25年11月22日

島根県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
小室 寿明	衆議院議員	県政フォーラム21	松江市西川津町398-26	小室 寿明

正 **誤**

平成26年2月4日付け島根県報第2,568号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第57号中	松江市美保関町福浦1267、1268 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）	松江市美保関町福浦1267、1268（次の図に示す部分に限る。） （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）